

# 警察活動の支え

第1節 警察活動の基盤

第2節 国民の期待と信頼に応えるための警察  
運営

第3節 外国治安機関等との連携

## 第7章

CHAPTER 7



## 1 警察の体制

### (1) 定員

警察庁や都道府県警察の職員は、警察官、皇宮護衛官及び一般職員で構成されている。

図表7-1 警察職員の定員（令和2年（2020年）度）

区分	警察庁				都道府県警察					合計
	警察官	皇宮護衛官	一般職員	計	警察官			一般職員	計	
					地方警務官	地方警察官	小計			
定員（人）	2,179	932	4,884	7,995	630	259,369	259,999	28,418	288,417	296,412

注1：数値は、令和2年4月1日現在

注2：都道府県警察職員のうち、地方警務官については政令で定める定員であり、その他の職員については条例で定める定員である。

### (2) 警察力強化のための取組

地方警察官については、平成13年（2001年）度から29年度までの間に合計3万1,811人の増員を行ってきた。刑法犯認知件数が平成14年以降17年連続して減少するなど、地方警察官の増員は、他の施策と併せ、犯罪の増勢に歯止めを掛け、治安の回復に効果をもたらしていると考えられる。

しかし、我が国の治安は、刑法犯認知件数等の指標が改善する一方で、人身安全関連事案は後を絶たず、高齢者を中心に大きな被害が生じている特殊詐欺の認知件数については依然として高い水準にあるほか、国際テロやサイバー空間における脅威が続くなど課題が山積していることなどから、引き続き、時代に合わせて警察力の強化に努める必要がある。このため、警察では、次のような警察力強化のための取組を強力に推進し、依然として予断を許さない状況にある治安情勢に的確に対応することとしている。

#### ①退職警察職員の積極的活用

交番相談員、捜査技能伝承官等の非常勤職員を拡充し、また、再任用制度を積極的に活用することで、即戦力たる退職警察職員により現場執行力を補完するとともに、経験豊富な警察職員の優れた技能を若手警察職員に伝承している。

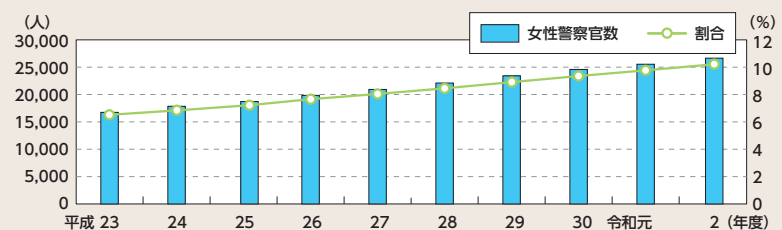
#### ②優秀な人材確保のための採用募集活動の強化

警察庁では、警察官という職業の魅力アピールするため、合同企業説明会への参加、警察庁ウェブサイトやSNSを活用した情報発信等を行い、都道府県警察の採用募集活動を支援している。

### (3) 女性警察官の採用・登用の拡大

警察では、女性警察官の採用に積極的に取り組んでいる。毎年度1,000人を超える女性警察官を採用し、女性警察官数は年々増加している。令和元年度には1,609人（新規採用者総数に占める比率は18.5%）の女性警察官が採用された。

図表7-2 都道府県警察の女性警察官数及び地方警察官に占める女性警察官の割合の推移（平成23～令和2年度）



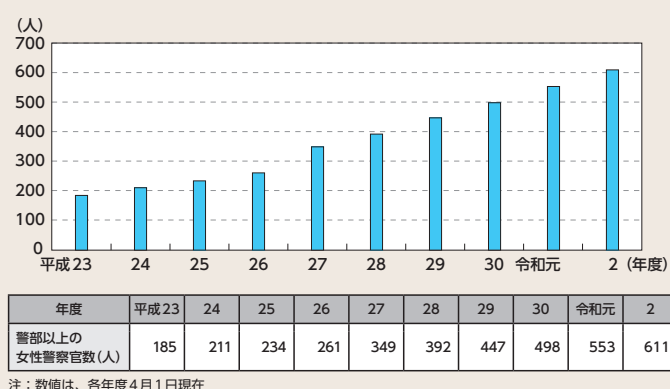
区分	年度	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2
地方警察官数(人)		256,716	258,277	258,762	258,839	259,972	261,124	262,130	262,245	261,782	261,967
女性警察官数(人)		16,743	17,686	18,719	19,856	20,947	22,119	23,410	24,587	25,540	26,664
割合 (%)		6.5	6.8	7.2	7.7	8.1	8.5	8.9	9.4	9.8	10.2

注：数値は、各年度4月1日現在

女性が被害者となる性犯罪や配偶者からの暴力事案等の捜査、被害者支援等、女性警察官の能力や特性をいかした分野のほか、強行犯捜査、知能犯捜査等の捜査全般、暴力団対策、警衛・警護等の分野でも活躍するなど女性警察官の職域は全ての分野に拡大しており、警察署長をはじめとする幹部への登用も進んでいる。

また、警察庁及び都道府県警察では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画をそれぞれ策定し<sup>(注1)</sup>、女性がその個性と能力を十分に発揮して活躍できるよう様々な取組を推進している。

図表7-3 都道府県警察で採用された女性警察官のうち警部以上の人数の推移（平成23～令和2年度）



#### (4) 教育訓練

警察職員には、適正に職務を執行するため、良識と確かな判断能力や実務能力が必要とされる。警察学校や警察署等の職場では、誇りと使命感に裏打ちされた高い倫理観と職務執行能力を兼ね備えた警察職員を育成するため、教育訓練の充実強化を図っている。

##### ①警察学校における教育訓練

都道府県警察の警察学校、警察庁の管区警察学校、警察大学校等では、採用時及び昇任時の教育訓練のほか、特定の業務の分野に関する高度な専門知識及び技能を修得させるための教育訓練を実施している。

##### ②職場における教育訓練

警察署等の職場では、個々の警察職員の能力又は職務に応じた個人指導や研修会の開催等により、職務執行能力の向上を図っているほか、経験豊富な警察官や退職警察官の講義等を通じ、専門的な知識及び技能の伝承に努めている。また、職務執行の際に求められる高い倫理観を培うため、有識者による講習会等を行っている。

##### ③術科訓練の充実強化

凶悪犯罪に的確に対処できる精強な執行力を確保するため、柔道、剣道、逮捕術、拳銃等の術科訓練を実施している。特に、様々に変化する状況に的確に対応する能力を培うため、映像射撃シミュレーター<sup>(注2)</sup>等による拳銃訓練をはじめ、実際の現場で発生する可能性の高い事案を想定した実践的な訓練の充実強化を図っている。



実践的な訓練

#### (5) 警察職員の殉職・受傷

警察官は、個人の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序の維持に当たるため、自らの身の危険を顧みず職務を遂行し、その結果、不幸にして殉職・受傷する場合がある。

警察では、殉職・受傷した警察職員又はその家族に対して、公務災害補償制度による公的補償のほか、賞じゅつ金の支給等の措置をとっている。また、特記すべき職務執行に対しては、警察庁長官名による表彰を行っている。

注1：警察庁においては、「警察庁におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画」を策定している（<https://www.npa.go.jp/news/other/2019torikumikeikaku.pdf>参照）。

2：スクリーン投影した映像に向け、レーザー光線で射撃を行う訓練装置

## 2 警察の予算と装備

### (1) 警察の予算

警察の予算は、警察庁予算と都道府県警察予算から成る。このうち、警察庁予算には、国庫が支弁する都道府県警察に要する経費と補助金が含まれる。

令和元年度警察庁予算では、テロ対策と緊急事態への対処、サイバー空間の脅威への対処に要する経費等を、補正予算では、大規模災害対策の推進に要する経費等を措置した。

令和元年度の国民一人当たりの警察予算は約2万9,000円であった。

#### ① 警察庁予算

令和元年度当初予算（一般会計）

- ・総額 2,852億6,800万円
- ・前年度比 306億5,300万円（12.0%）増
- ・国の基礎的財政収支対象経費（※）総額の0.4%

テロ対策と緊急事態への対処、サイバー空間の脅威への対処に要する経費等を措置

※一般会計の歳出から国債費及び決算不足補填繰戻しを除いたもの

令和元年度当初予算（東日本大震災復興特別会計）

- ・総額 4億2,500万円

令和元年度補正予算

- ・補正予算（第1号）総額 231億1,500万円

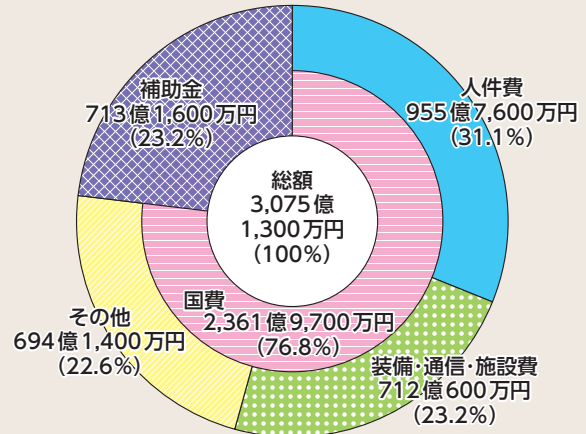
大規模災害対策の推進に要する経費等を措置

#### ② 都道府県警察予算（※）

- ・総額 3兆4,227億6,202万円
- ・前年度比 497億1,115万円（1.5%）増
- ・全都道府県の一般会計予算総額の6.5%

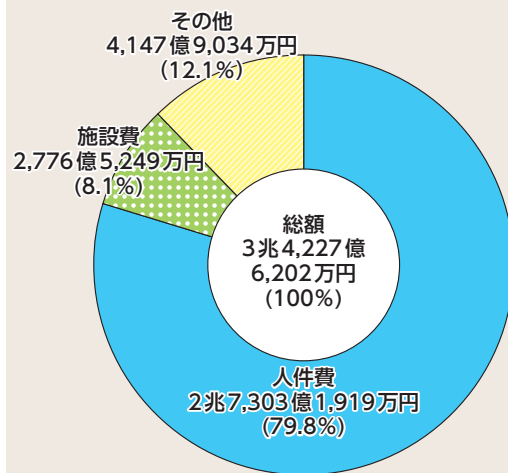
※各都道府県が、犯罪情勢・財政事情等を勘案して編成

図表7-4 警察庁予算  
(令和元年度最終補正後)



※交付税及び譲与税配付金特別会計繰入れのための経費568億1,700万円を除いたもの

図表7-5 都道府県警察予算  
(令和元年度最終補正後)



### (2) 警察の装備

#### ① 車両の整備

警察用車両として、パトカー、白バイ等が全国に約4万2,600台整備されている。

令和元年度は、要人の身辺の安全を確保するために必要な車両等を増強した。

#### ② 装備品の整備

令和元年度は、テロ対策、大規模災害対策、暴力団対策等の推進を重点として、各種装備品を整備した。



警護警備用車両

# 3 犯罪被害者支援

## (1) 警察による犯罪被害者支援


### ①基本施策

犯罪被害者及びその遺族又は家族（以下「犯罪被害者等」という。）は、犯罪によって直接、身体的、精神的又は経済的な被害を受けるだけでなく、様々な二次的被害を受ける場合がある。そこで、警察では図表7-6のとおり、様々な側面から犯罪被害者支援の充実を図っている。また、各都道府県警察において、あらかじめ指定された警察職員が事件発生直後に犯罪被害者支援を行う指定被害者支援要員制度<sup>(注1)</sup>が導入されている。

### ②犯罪被害給付制度・国外犯罪被害弔慰金等支給制度

警察では、犯罪被害者等の経済的・精神的負担の軽減に資するため、犯罪被害給付制度及び国外犯罪被害弔慰金等支給制度を運用している。

図表7-6 犯罪被害者支援に関する主な施策

<b>犯罪被害者等への配慮及び情報提供</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●全国統一の相談専用電話「#9110」、性犯罪被害相談電話「#8103」番等の相談電話の設置</li> <li>●性犯罪被害相談窓口への女性警察職員の配置</li> <li>●刑事手続や犯罪被害者のための制度等を取りまとめた「被害者の手引」の作成・配布</li> <li>●捜査状況等の情報の提供</li> </ul>	<b>犯罪被害者等の安全の確保</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●再被害防止措置の推進（防犯指導、緊急通報装置の貸与等）</li> <li>●再被害防止に向けた関係機関との連携</li> </ul>
<b>精神的被害の回復への支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●カウンセリング技能を有する警察職員の配置</li> <li>●犯罪被害者等の要望に応じた適切なカウンセリングの実施</li> </ul>	<b>犯罪被害者等支援推進のための基盤整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●犯罪被害者専用の事情聴取室や被害者支援用車両の活用</li> <li>●指定被害者支援要員制度の積極的活用</li> </ul>  <p>指定被害者支援要員による病院の付添い（被害者は模擬）</p>
<b>経済的負担の軽減に資する支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●公費負担制度の運用                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・性犯罪被害者に対する緊急避妊費用</li> <li>・身体犯罪被害者に対する診断書料</li> <li>・司法解剖後の遺体搬送・遺体修復費用</li> <li>・精神科医等によるカウンセリング費用</li> <li>・緊急避難場所を利用するための費用</li> <li>・ハウスクリーニング費用 等</li> </ul> </li> <li>●犯罪被害給付制度の教示及び迅速な裁定</li> </ul>	<b>国民の理解の増進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●犯罪被害者等支援施策に関する広報啓発活動の推進</li> <li>●中学生・高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催</li> </ul>

図表7-7 犯罪被害給付制度

<b>犯罪被害者等給付金</b>	<b>遺族給付金</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●犯罪行為により死亡した者の第一順位遺族に支給する給付金</li> </ul>	<b>◎支給額</b> 犯罪被害者の収入とその生計維持関係遺族の人数に応じて算出した額 <ul style="list-style-type: none"> <li>○一定の生計維持関係遺族がいる場合 <b>2,964.5万円～872.1万円</b>（生計維持関係遺族に8歳未満の遺児がいる場合は、その年齢・人数に応じて上記額に加算）</li> <li>○上記以外の場合 <b>1,210万円～320万円</b></li> </ul> ※ 犯罪被害者が死亡前に療養を要した場合は、負傷又は疾病から3年間における保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合計額を加算 ※ 第一順位の遺族が2人以上いるときは、その人数で除した額
	<b>重傷病給付金</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●犯罪行為により重傷病（加療1月以上、かつ、入院3日以上を要した負傷又は疾病（精神疾患である場合には、3日以上労務に服することができない程度）を負った者に支給する給付金</li> </ul>	<b>◎支給額</b> 負傷又は疾病から3年間における保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額を合算した額 <b>上限：120万円</b>
	<b>障害給付金</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●犯罪行為により障害（負傷又は疾病が治ったとき（その症状が固定したときを含む。）における身体上の障害（精神疾患によるものを含む。）で、障害等級第1級～第14級程度の障害）が残った者に支給する給付金</li> </ul>	<b>◎支給額</b> 犯罪被害者の収入と残った障害の程度に応じて算出した額 <ul style="list-style-type: none"> <li>○重度の障害（障害等級第1級～第3級）が残った場合 <b>3,974.4万円～1,056万円</b></li> <li>○上記以外の場合 <b>1,269.6万円～18万円</b></li> </ul>

犯罪被害給付制度は、通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死亡、重傷病又は障害という重大な被害を受けたにもかかわらず、公的救済や損害賠償を得られない犯罪被害者等に対し、犯罪被害者支援法<sup>(注2)</sup>に基づき、国が一定の給付金を支給するものである。この制度は、昭和56年（1981年）1月に開始され、犯罪被害等の早期の軽減に重要な役割を果たしている。

国外犯罪被害弔慰金等支給制度は、日本国外において行われた人の生命又は身体を害する故意の犯罪行為により死亡した日本国籍を有する者（日本国外の永住者を除く。以下同じ。）の第一順位遺族（日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。）に国外犯罪被害弔慰金として被害者一人当たり200万円を、当該犯罪行為により障害等級第1級相当の障害が残った日本国籍を有する者に国外犯罪被害障害見舞金として一人当たり100万円を、それぞれ支給するものであり、平成28年11月から開始された。

注1：令和元年末現在の要員総数 3万6,363人

注2：犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律

### ③犯罪被害者等の特性に応じた施策

犯罪類型等によって犯罪被害者等には異なる特性があることから、警察では、性犯罪被害者、交通事故被害者<sup>(注1)</sup>、配偶者からの暴力事案の被害者<sup>(注2)</sup>、ストーカー事案の被害者<sup>(注3)</sup>、被害少年<sup>(注4)</sup>、暴力団犯罪被害者等について、その特性に応じた施策を推進している。

図表7-8 性犯罪被害者の特性に応じた施策

#### 性犯罪被害者の立場に立った対応を心掛け、その精神的負担の軽減を図る。

- ・性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置
- ・性犯罪被害者が要望する性別の警察職員による対応
- ・各都道府県警察の性犯罪被害相談電話に接続される全国共通番号「#8103（ハートさん）」の運用
- ・カウンセリング技能を有する警察職員の活用、精神科医等との連携によるカウンセリング委嘱制度の運用
- ・初診料、診断書料、緊急避妊費用、カウンセリング費用等の支援、衣類を証拠として預かる際の着替え等の整備
- ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、産婦人科医会等との連携強化
- ・「性犯罪被害者の手引」の配布 等



### ④関係機関・団体との連携

犯罪被害者等が支援を必要とする事柄は、生活、医療、公判等多岐にわたるため、全ての都道府県で、警察のほか、検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、地方公共団体の担当部局や相談機関等の関係機関・団体から構成される「被害者支援連絡協議会」が設立され、犯罪被害者支援のための相互の連携を図っている。

また、個々の事案において、犯罪被害者等の具体的なニーズを把握した総合的支援を行うために、警察署等を単位とした連絡協議会「被害者支援地域ネットワーク」が構築されている。

さらに、よりきめ細かな犯罪被害者支援を行うため、全ての都道府県において、犯罪被害者支援法に基づき、都道府県公安委員会が犯罪被害等の早期の軽減に資する事業を適正かつ確実に実施できる団体を犯罪被害者等早期援助団体として指定している。同団体では、犯罪被害者等の支援に関する広報啓発活動、犯罪被害等に関する相談への対応、犯罪被害者等給付金の裁定の申請の補助及び物品の供与又は貸与、役務の提供その他の方法による犯罪被害者等の援助を行っており、都道府県警察では、同団体に対し、犯罪被害者等の同意を得て、犯罪被害の概要に関する情報を提供することで、犯罪被害者等が同団体による支援を受けやすくなるよう努めている。

memo

#### 「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール

犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようにするためには、犯罪被害者等の心情や抱えている問題について理解を深め、社会全体で思いやり、支えていくことが重要となる。

各都道府県警察では、次世代を担う中学生や高校生を対象に「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、犯罪被害者等への配慮や協力意識の醸成に努めている。こうした意識を更に高めるため、警察庁では、これまで教室の受講生を対象とした作文コンクールを開催してきたが、令和元年度からは、犯罪被害者等への理解を更に深め共感を生む効果を高めるため、教室の受講生に限らず、全国の中学生や高校生を対象に、命の大切さに関する自らの考えや意見等についての作文を募る「「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール」を開催している。

警察では、こうした取組を通じて、社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくりに向けた気運の醸成を図っている。

注1：163頁参照  
注2：53頁参照  
注3：53頁参照  
注4：62頁参照

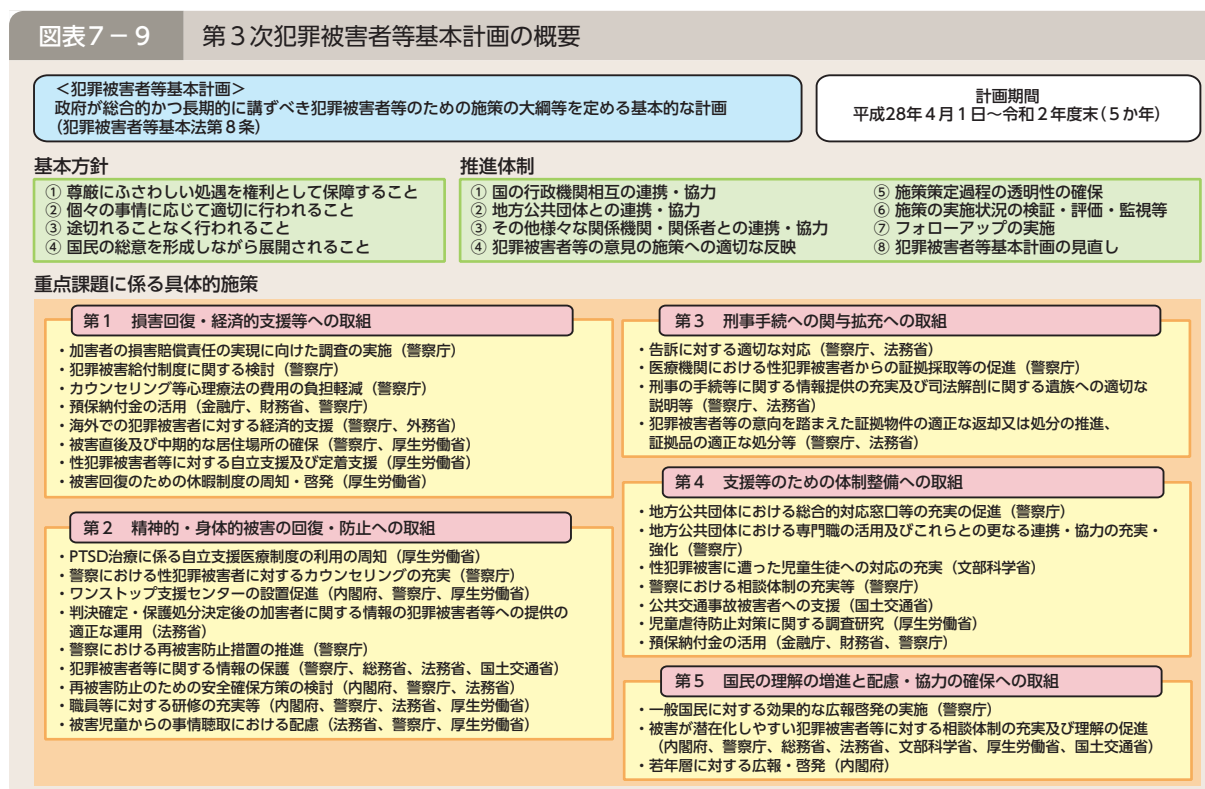
## (2) 第3次犯罪被害者等基本計画の推進

犯罪被害者等基本法において、政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画を定めなければならないこととされている。

これに基づき、平成17年には犯罪被害者等基本計画が、平成23年には第2次犯罪被害者等基本計画がそれぞれ策定されていたところ、平成28年4月、それまでの基本計画の推進による成果を踏まえつつ、平成28年度から令和2年度までの5年間を計画期間とする第3次犯罪被害者等基本計画が策定された。

犯罪被害者等基本計画の作成及び推進に関する事務を担う警察庁では、関係府省庁が推進する具体的施策について、その進捗状況を定期的に確認するとともに、年次報告（犯罪被害者白書）等を通じて公表するなど、第3次犯罪被害者等基本計画の確実な推進を図っている。

図表7-9 第3次犯罪被害者等基本計画の概要



memo

### 地方公共団体における総合的対応窓口の設置及び地域住民に対する周知の促進

警察庁は、地方公共団体に対して、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の設置を要請していたところ、平成31年4月現在、全ての地方公共団体で総合的対応窓口が設置された。

今後は、その機能の充実を促進し、犯罪被害者等の生活支援を効果的に行うことが課題であり、地方公共団体に対して、研修会等の様々な機会を通じ、総合的対応窓口の機能の充実等を要請している。また、新たな取組として、総合的対応窓口に関するポスター等の作成・配布をはじめ、ウェブサイトやSNSを利用した広報を実施しており、犯罪被害者等のみでなく、一般の方々に対する総合的対応窓口の周知を促進している。



総合的対応窓口ポスター

## 4 警察の情報通信

### (1) 警察活動を支える警察情報通信

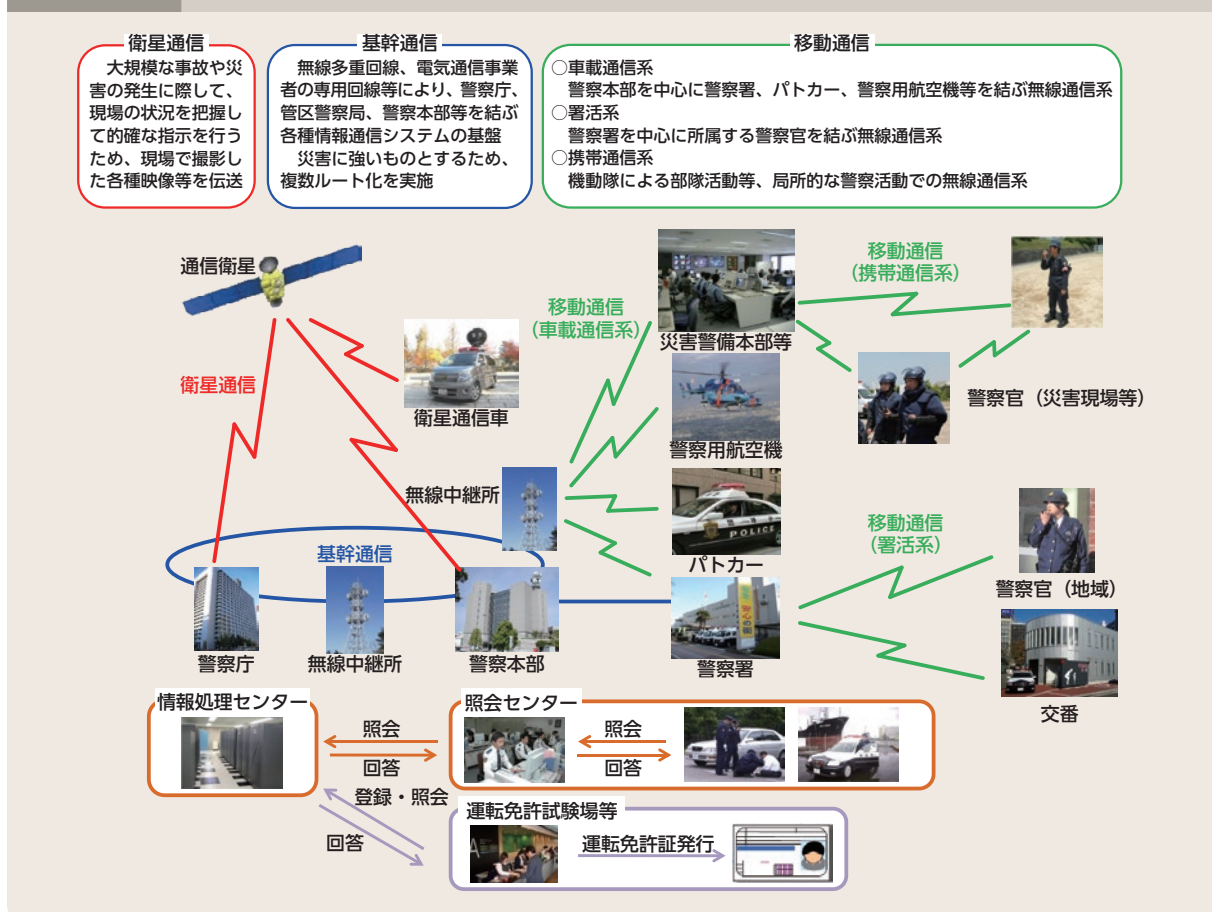
警察では、事件、事故又は災害がどこでどのように発生しても対応できるよう、各種の情報通信システムを開発し、それらを全国に整備するとともに、システムの高度化に努めている。

具体的には、独自に整備・維持管理している無線多重回線、電気通信事業者の専用回線、衛星通信回線等により構成される全国的なネットワークにより、警察庁、管区警察局、警察本部、警察署、交番等を結ぶほか、車載通信系（警察本部を中心に警察署、パトカー、警察用航空機等を結ぶ無線通信系）、署活系（警察署を中心に所属する警察官を結ぶ無線通信系）、携帯通信系（機動隊による部隊活動等、局所的な警察活動での無線通信系）といった各種の移動通信システムを構築することにより、警察業務を遂行する上で不可欠な情報の伝達を実現している。

また、指名手配被疑者、行方不明者、盗難車両等に関する情報を警察庁に登録することにより、第一線の警察官からの照会に即時に回答したり、運転免許に関する情報を全国一元管理することにより、適切な行政処分を実施したりするための警察情報管理システムを全国に構築することで、第一線の警察活動を支えるとともに、迅速な警察行政に貢献している。

これら警察情報通信の円滑な運営を図るため、国の機関である全国の情報通信部<sup>(注)</sup>に、情報通信に関する専門的な技術を有した職員を配置している。

図表7-10 警察活動を支える警察情報通信



注：管区警察局情報通信部、東京都警察情報通信部、北海道警察情報通信部、府県情報通信部及び方面情報通信部



## (2) 機動警察通信隊の活動

全国の情報通信部には、機動警察通信隊が設置されており、現場の警察活動の基盤となる通信を確保するための様々な活動を行っている。具体的には、警衛・警護警備の実施時や事件、事故又は災害発生時に、警察本部と現場警察官との間の指揮命令や連絡等が円滑に行われるよう、無線の不感地帯対策のほか現場映像の伝送等の各種情報通信対策を講じている。

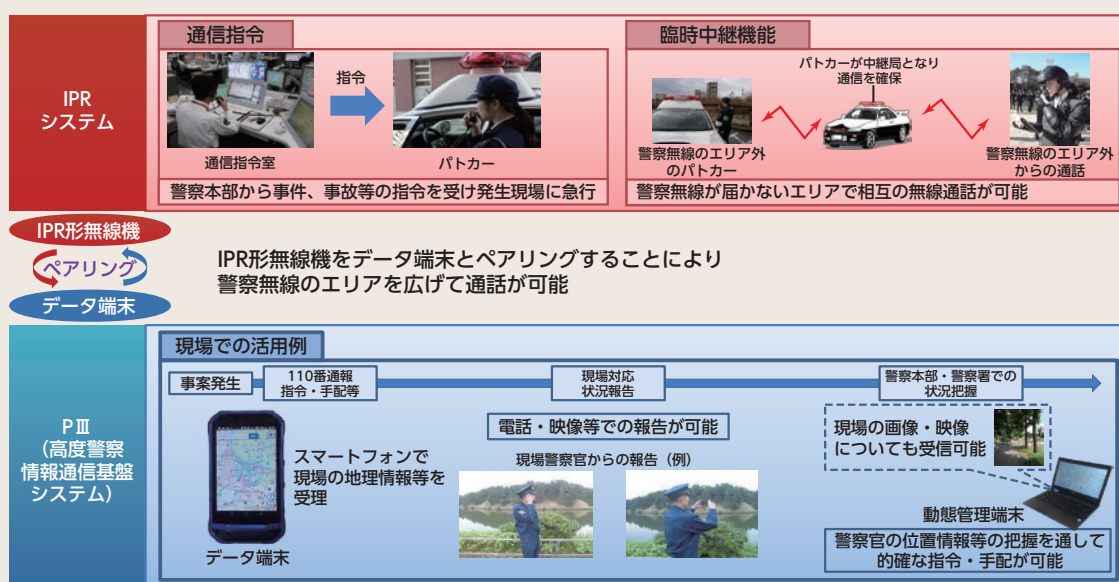
令和元年は、天皇陛下の御即位に伴う儀式等、6月のG20大阪サミット等の大規模行事に伴う警備の際や、10月の「令和元年東日本台風」<sup>(注1)</sup>等の災害発生時等に出動した。

### memo 新たな無線通信システムの導入

警察では、既存システムの老朽化に伴い、車載通信系のIPR形警察移動無線通信システム（以下「IPRシステム」という。）<sup>(注2)</sup>の導入を進めている。

また、スマートフォンやタブレット端末で構成されるPⅢ（ポリストリプルアイ）<sup>(注3)</sup>を整備し、平成31年4月から全国で運用を開始しており、これらのデータ端末とIPRシステムの無線機をペアリングすることで、警察無線のエリアを更に広げることができる。

図表7-11 新たな無線通信システムの概要



## (3) 情報管理の徹底

警察では多くの機密情報を取り扱っていることから、警察庁は、警察情報セキュリティポリシー<sup>(注4)</sup>の策定・改正等により、情報セキュリティの向上のための総合的な対策を進め、厳格な情報管理に努めている。

具体的には、警察内部ネットワークの外部ネットワークからの分離、外部記録媒体の利用制限等の情報流出等を防ぐための技術的環境を整備するとともに、警察職員の情報への取扱いに係る規範意識の向上のための取組を推進している。

また、警察庁及び全都道府県警察にCSIRT<sup>(注5)</sup>を設置し、警察情報管理システム等において情報セキュリティインシデント<sup>(注6)</sup>が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の集約・分析、被害拡大を防止するための措置等を実施することとしている。

さらに、これらの取組の実効性等を検証するため、都道府県警察等を対象とした情報管理業務監査及び情報セキュリティ監査を継続的に実施している。

注1：185頁参照

2：Integrated Police Radioの略。警察が独自に整備・維持管理している耐災害性に優れた移動通信システムであり、通常では警察無線が届かない地域や災害現場においても、パトカー等に搭載された無線機が、その周囲の無線機の通信を臨時に中継することで、現場警察官同士の無線通話を可能にする機能等を有している。

3：Police Integrated Info-communication Infrastructure（高度警察情報通信基盤システム）の略。画像・映像伝送機能、グループ通話機能等を利用できるほか、訪日外国人との円滑な意思疎通を支援するため、多言語翻訳機能を導入している。

4：警察情報セキュリティに関する規範の体系

5：Computer Security Incident Response Teamの略

6：不正プログラム感染事案等情報セキュリティの維持を困難とする事案

## 5 留置施設の管理運営

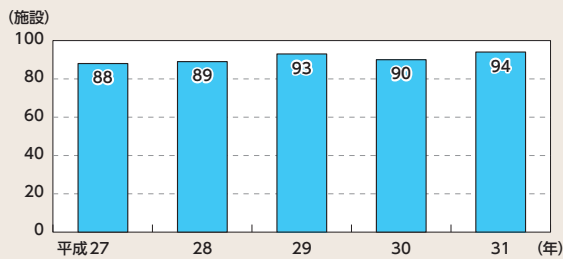
### (1) 留置施設の管理運営

平成31年4月1日現在、留置施設は全国で1,128施設（収容基準人員<sup>(注1)</sup>2万1,605人）設置されている。警察では、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づき、捜査と留置の分離を徹底しつつ、被留置者の人権に配慮した処遇及び施設の改善を推進しており、月に2回の健康診断の実施、健康に配慮した食事の提供、冷暖房装置の整備等のほか、次のような取組を行っている。

#### ①女性被留置者に対する適切な処遇

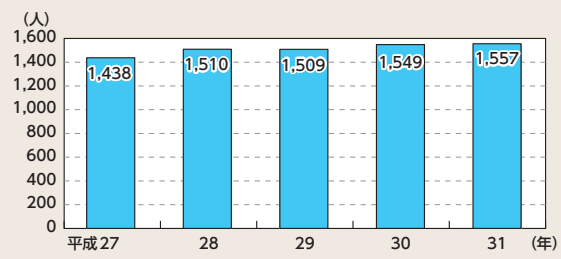
警察では、女性被留置者に対してより適切な処遇を行うという観点から、女性被留置者のみを留置し、女性警察官が常時看守業務に従事する女性専用留置施設の設置を推進している。また、留置施設への女性警察職員の配置を進めるなど、物的及び人的基盤の整備を進めている。

図表7-12 女性専用留置施設数の推移  
(平成27~31年)



注：各年4月1日現在

図表7-13 留置業務に従事している女性警察職員数の推移  
(平成27~31年)



注：各年4月1日現在

#### ②外国人被留置者に対する適切な処遇

警察では、外国人被留置者向けに、複数の言語の告知書<sup>(注2)</sup>を用意しているほか、被留置者の信仰する宗教を踏まえた食事の提供を行うなど、言語や宗教等の違いに配慮した処遇に努めている。

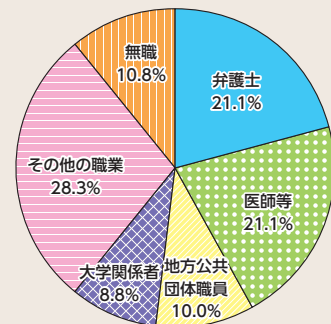
#### ③留置施設に対する巡察

警察庁では、被留置者の処遇を全国的に斉一にするため、毎年度全ての都道府県警察の留置施設に対し計画的な巡察を実施している。

#### ④留置施設視察委員会

留置施設の運用状況の透明性を高めるため、警察部外の第三者から構成される機関として、留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）が、都道府県警察本部及び方面本部に設置されている。委員会は、弁護士等の法律関係者や医師、地域住民等の委員で構成されている。各委員は、留置施設を実際に視察し、被留置者と面接するなどして留置施設の実情を把握した上で、委員会として留置業務管理者（警察署長等）に意見を述べるものとされており、警視総監、道府県警察本部長及び方面本部長は、委員会からの意見及びこれを受けて警察が講じた措置の概要を公表することとされている。

図表7-14 留置施設視察委員会委員の職業別割合  
(令和2年1月1日現在)



全国合計251人  
(うち女性84人)

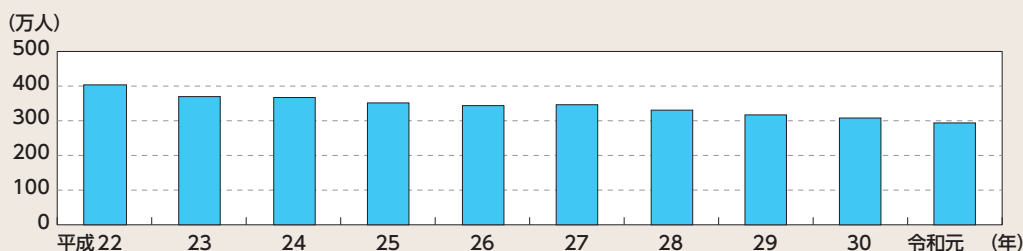
注1：留置施設の定員数

注2：留置の開始に際し、留置施設での処遇について説明するための書面

## (2) 被留置者の収容状況

平成22年から令和元年にかけて、被留置者の年間延べ人員は減少傾向にあり、留置施設の収容率<sup>(注)</sup>も低下傾向で推移している。一方で、一時的に過剰な収容状態となる場合が依然としてあることから、警察では、警察署の新築時等に十分な規模の留置施設を整備したり、拘置所等刑事施設への早期の移送を要請したりするなどして、収容力の確保を図っている。

図表7-15 被留置者延べ人員の推移（平成22～令和元年）

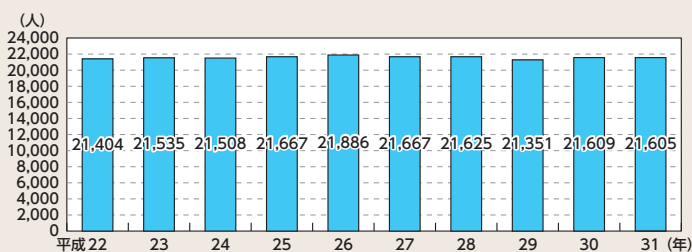


区分	年次	平成22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元
被留置者延べ人員 (人)	人数	4,072,650	3,735,738	3,701,451	3,538,159	3,478,210	3,482,190	3,325,783	3,123,911	3,077,896	2,938,484
	指数	100.0	91.7	90.9	86.9	85.4	85.5	81.7	76.7	75.6	72.2
うち外国人延べ人員	人数	352,552	299,212	278,899	276,085	282,221	307,769	303,156	331,673	372,186	391,239
	指数	100.0	84.9	79.1	78.3	80.1	87.3	86.0	94.1	105.6	111.0
うち女性延べ人員	人数	435,815	398,645	393,346	390,289	391,762	388,977	356,831	345,011	342,927	337,794
	指数	100.0	91.5	90.3	89.6	89.9	89.3	81.9	79.2	78.7	77.5
うち少年延べ人員	人数	149,017	152,199	142,141	139,474	131,125	122,670	107,412	101,769	103,803	93,073
	指数	100.0	102.1	95.4	93.6	88.0	82.3	72.1	68.3	69.7	62.5

注：指数は、平成22年を100とした場合の値である。

留置施設の整備に当たっては、被留置者の居室を並列に配置し、居室前面の一部に遮蔽板を設けたり、留置施設内の風通しや採光に配慮したりするなど、被留置者のプライバシー保護や人権に配慮した設計を取り入れている。

図表7-16 留置施設の収容基準人員の推移（平成22～31年）

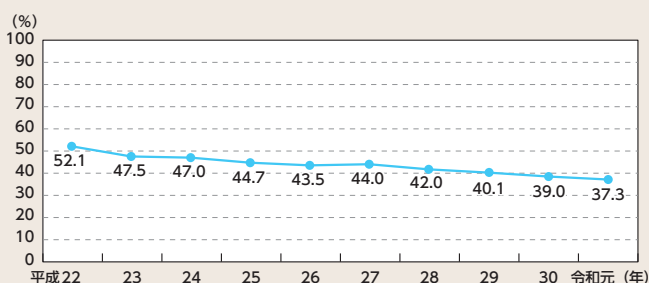


注：各年4月1日現在



留置施設内（居室区画）の状況

図表7-17 留置施設の収容率の推移（平成22～令和元年）



注：年間平均値



留置施設内（浴室）の状況

注：留置施設の定員数に対する被留置者の割合

## 6 管区警察局の活動

### (1) 管区警察局の役割

警察庁には、その地方機関として6つの管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部が設置されている。

事務を能率的に処理するため、管区警察局は、警察庁の事務の一部を分担して所掌している。東京都と北海道の区域は、管区警察局の管轄外とされ、必要に応じ、警察庁が直接に指揮監督等を行う。

### (2) 管区警察局の主な業務

管区警察局では、主として次のような業務を行っている。

#### ①府県警察に対する監察

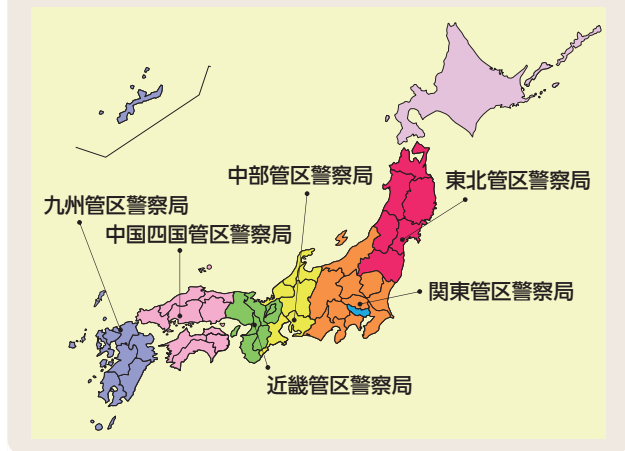
管区警察局の監察機能は、平成12年以降の警察改革の一環として、各管区警察局に総務監察部<sup>(注)</sup>を設置することにより強化されている。総務監察部門が管内の府県警察に対する監察を実施することで、警察事務の能率的運営と規律の保持に努めている。

#### ②府県の枠を越えた広域調整、災害対応

広域的な対処を必要とする重要事件の合同捜査・共同捜査、高速道路における広域的な交通規制、交通取締り等の実施等に関し、府県警察に対する指導・調整を行っている。

また、一府県警察のみでは対処が困難な大規模災害の発生時には、被災状況等に関する情報の収集・分析に当たるとともに、警察災害派遣隊の派遣等に関する調整を行うことで、国としての危機管理機能を発揮している。

図表7-18 管区警察局の管轄区域



### CASE

中部管区警察局では、愛知県をはじめとする管内の複数の県において遠隔型自動運転システムの公道実証実験が行われていることから、これまでの成果を基に、自動運転に関する正しい知識と認識の共有を図ることを目的とした自動運転関連業務担当者実戦塾を開催した。



実戦塾における遠隔監視・操作室の見学状況

#### ③情報通信における全国警察の連携の確保、府県警察への技術支援

管区警察局情報通信部では、府県情報通信部と連携して、警察庁や都道府県警察を結ぶネットワークの整備、管理等を行い、全国警察の有機的連携の確保に努めている。

また、府県警察の行う捜索差押え等の現場に臨場し、記録媒体内の電磁的記録の損壊防止、コンピュータの設定状況等の確認、証拠となる電磁的記録の抽出等の技術支援を行っている。

#### ④府県警察職員を対象とした教育訓練

管区警察局に附置された管区警察学校では、主として警部補及び巡査部長の階級にある府県警察の職員を対象とした昇任時教育、専門教育等を実施している。

注：東北管区警察局、中部管区警察局及び中国四国管区警察局は総務監察・広域調整部を設置している。

## 7 研究機関の活動

### (1) 警察政策研究センター

警察大学校に置かれている警察政策研究センターは、様々な治安上の課題に関する調査研究を進め、政策提言を行うとともに、警察と国内外の研究者等との交流の拠点として活動している。

#### ①フォーラムの開催

関係機関・団体等と連携し、国内外の研究者・実務家を交えて社会安全等に関するフォーラムを開催している。



フォーラムの開催

図表7-19 フォーラムの開催状況（令和元年度）

開催月	フォーラムのテーマ	基調講演者
令和元年9月	オリンピック・パラリンピック対策	ロンドン市交通局 マーク・エヴァーズ等
令和元年11月	サイバー犯罪における国際連携について ～国境を越えて保存されるデータへの対応を中心に～	ICPOサイバー犯罪局 捜査・インテリジェンス課長 奥隆行等

#### ②大学関係者との共同研究の推進

大学関係者と共同して研究活動を行っている。これまでに、例えば、慶應義塾大学大学院法学研究科との間で、テロ等の各種治安事象への対策を講じるに当たり、憲法学的見地から、国民の自由と安全をいかにバランスよく保障していくかについて共同研究を行っている。

#### ③大学・大学院における講義の実施

警察政策に関する研究の発展及び普及のため、東京大学公共政策大学院、京都大学法科大学院・公共政策大学院、一橋大学国際・公共政策大学院、早稲田大学法科大学院、中央大学法学部・総合政策学部、首都大学都市教養学部、法政大学法学部等に職員を講師として派遣している。



大学・大学院での講義

#### ④警察に関する国際的な学術交流

海外で開催される国際的な学術会議に参加し、日本警察に関する情報発信を行っている。また、韓国警察庁警察大学治安政策研究所、フランス高等治安・司法研究所、及びドイツ・フライブルク大学安全・社会センターとの間で協定を締結し、警察に関する国際的な学術交流を実施している。

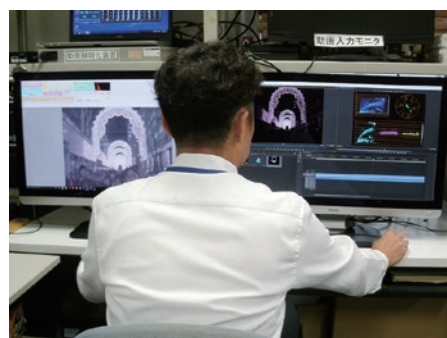
#### ⑤海外調査研究員の派遣

海外調査研究員を海外の大学・大学院や行政機関等に1年間派遣し、警察に係る外国の法制度等について調査研究を行っている。平成30年から令和元年にかけて、6人を米国等に派遣し、薬物犯罪組織の情勢及び対策をはじめとする最新の海外の取組について調査研究を行った。

### (2) 警察情報通信研究センター

警察大学校に置かれている警察情報通信研究センターでは、警察に関する情報通信に関する研究を行っており、その成果は、犯罪捜査の効率化や警察における情報通信システムの整備に活用されている。

例えば、犯罪捜査等の効率化のため、防犯カメラ等に記録された低照度・低画質な画像の鮮明化技術、多数の画像から人物や車両等を識別し画像を効率的に抽出する技術、画像から人物等を特定する識別技術等の画像処理に関する研究を行っている。



画像処理に関する研究

# 第2節

# 国民の期待と信頼に応えるための警察運営

## 1 国民の期待と信頼に応える警察

### (1) 積極的かつ合理的な組織運営

警察では、人口減少や高齢化の進展、科学技術の発展に伴って変化していく日本社会の情勢や治安上の課題に適応し、警察機能を最大限に発揮できる、高い規律と士気を有する組織を確立するため、各種取組を推進している。

例えば、先端技術等の活用による警察活動の質的向上に取り組んでいるほか、IT技術等の積極的活用、不適正な取扱いを契機とした業務の仕組みの見直し、情報管理システムの合理化・高度化等の業務の効率化に向けた取組を積極的に進めるとともに、第一線で活動する職員を支えるため、職務執行に関する相談・照会に応じる体制の整備、装備品の機能向上等を進めている。

また、超過勤務の縮減や休暇取得の促進、男性職員の育児休業の取得や育児休業からの円滑な職場復帰に向けた支援といった仕事と子育て・介護の両立支援等のワークライフバランス等の向上にも努めている。

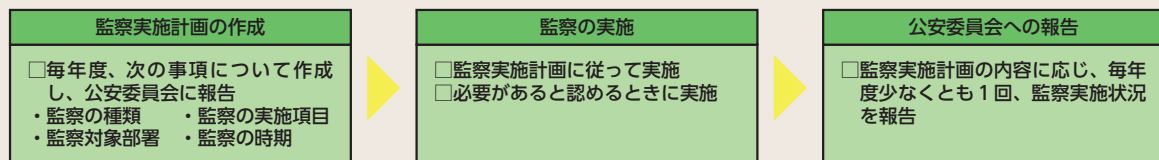
### (2) 監察の実施と苦情を活用した業務改革の推進

#### ① 監察

警察庁及び都道府県警察では、その能率的な運営及び規律の保持に資するために、国家公安委員会が定める監察に関する規則に基づき、厳正な監察を実施している。

令和元年（2019年）度中、警察庁においては、都道府県警察等に対して監察を実施し、警察施設の安全確保等に向けた取組の推進状況について指導するなど業務改善を図った。

図表7-20 監察に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第2号）



#### ② 苦情を活用した業務改革の推進

都道府県警察では、職員の職務執行に対する苦情に誠実に対応するとともに、個々の苦情やその傾向を踏まえて業務改善を図るなど、苦情を活用した組織的な業務改革を推進している。

### (3) 適正な予算執行の確保

警察では、適正な予算執行を確保するため、次のような取組を行っている。

#### ① 警察が行う会計監査

国家公安委員会が定める会計の監査に関する規則に基づき、警察庁長官、警視總監、道府県警察本部長及び方面本部長は、監査手法に改善・工夫を加えながら、一層適正な会計経理を推進するため、会計監査を実施している。

令和元年度中、警察庁においては、警察庁内部部局、附属機関、地方機関及び都道府県警察のうち、78部署を対象に会計書類の点検を行うとともに、捜査費の執行に直接携わった捜査員790人を含む1,781人に対して聞き取りを実施するなどした。

#### ② 会計業務の改善に係る取組

警察庁では、会計業務の改善に関する各種取組を全庁を挙げて推進するため、関係職員から構成される「警察庁会計業務改善委員会」及び外部有識者から構成される「警察庁会計業務検討会議」を開催して、行政事業レビュー、調達改善の取組等を通じ、会計業務の改善に努めている。

## 2 国民に開かれた警察活動

### (1) 警察署協議会

警察は、地域の犯罪や交通事故を防止するなどの様々な活動を行うに際して、地域住民の意見、要望等を十分に把握するとともに、地域住民の理解と協力を得ることが必要である。

このため、原則として全国の全ての警察署に警察署協議会が置かれており、警察署長が地域住民の意見を聴くとともに、理解と協力を求める場として活用されている。

memo

### 地域の力で安全安心への取組 (京都府川端警察署協議会会長 繁田彰)

川端警察署協議会は7人で構成され、平素から地域の声が警察活動に反映されるための活動を行っています。

管内には、平安神宮や大文字山等の観光名所が多数あり、また、管内の京都大学では多くの外国人留学生が学んでいることから、外国人旅行者や外国人留学生の安全安心の確保に向けた取組を要望しています。

例えば、大文字山の登山における遭難を防止するための英語表記の看板設置、外国語表記の万引き防止ポスターの掲示、外国語による自転車盗被害防止の啓発等を要望し、実施していただいたところ、事件事故が減少するなど、私たちの意見が地域の安全安心に貢献できたことはうれしく思います。

これからも地域と警察を結ぶ諸活動を行い、より一層安全安心で住みよい街づくりに努めていきます。



平安神宮において外国人旅行者に対する防犯指導を実施している状況

### (2) 情報公開制度

警察庁では、警察庁訓令・通達公表基準に基づいて、訓令及び施策を示す通達を原則として公表することとし、ウェブサイトに掲載している。また、窓口を設置し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求を受け付けるとともに、警察白書や統計、報道発表資料等の文書を一般の閲覧に供している。

図表7-21 令和元年度中の開示請求等の件数(情報公開)

	開示請求(件)	決定(件)		
		全部開示	一部開示	不開示
国家公安委員会	6	0	2	4
警察庁	299	125	129	51

注：前年度から繰り越した請求に対して決定を行ったもの、開示請求の受理後に請求が取り下げられたもの、請求に対する決定が次年度以降に繰越しとなったものなどが含まれることから、開示請求の件数と請求に対する決定の合計数は異なっている。

### (3) 個人情報保護

警察庁では、警察庁における個人情報等の管理に関する訓令を制定し、個人情報の管理体制を定めるなどして保有する個人情報の適正な取扱いに努めている。また、窓口を設置し、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求を受け付けている。

図表7-22 令和元年度中の開示請求等の件数(個人情報保護)

	開示請求(件)	決定(件)		
		全部開示	一部開示	不開示
国家公安委員会	0	0	0	0
警察庁	31	1	6	11

注：請求に対する決定が次年度以降に繰越しとなったものが含まれることから、開示請求の件数と請求に対する決定の合計数は異なっている。

### (4) 政策評価

国家公安委員会及び警察庁は、「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」を策定し、同計画に基づき策定した政策評価実施計画に従って、毎年度、政策評価を実施し、評価書等を警察庁ウェブサイト<sup>(注)</sup>において公表している。

令和元年度は、5の業績目標について目標管理型の政策評価を実施したほか、平成20年(2008年)11月に成立した銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律等の施行に伴い新設された規制について、事後評価を実施した。

また、政策評価の実施に当たっては、警察庁政策評価研究会を開催し、政策評価や警察行政に知見を有する有識者の専門的な意見を取り入れることで、客観性の確保に努めている。

注：https://www.npa.go.jp/policies/evaluation/index.html

# 第3節

## 外国治安機関等との連携

### (1) 国際的な犯罪に対する外国治安機関等との連携

#### ① ASEAN加盟国、G7各国等との連携

警察庁では、国際テロ対策、サイバーセキュリティ対策等の分野において、ASEAN加盟国等の外国治安機関等との協力関係の強化に取り組んでいる。

令和元年（2019年）9月にはベトナムにおいて、第39回ASEAN警察長官会合（ASEANAPOL）<sup>（注1）</sup>が開催されたほか、同年11月にはタイにおいて、第10回ASEAN+3国際犯罪閣僚会議<sup>（注2）</sup>及び第5回日・ASEAN国際犯罪閣僚会議が開催され、我が国からはそれぞれ警察庁幹部が出席した。また、同年10月にはフランスにおいて、G7ローマ/リヨン・グループ会合が開催され、国際組織犯罪対策やテロ対策について積極的に議論に参加した。また、平成30年（2018年）12月に警察庁とEUROPOLとの間において策定した協力関係構築に係る実務取決めに基づき、EUROPOLへの連絡担当官を派遣しており、EUROPOLに加え、EU加盟国や連絡担当官を派遣している他の国との二国間協力の強化を図っている。

#### ② 二国間等の連携

警察では、国際的な犯罪対策において我が国と関わりの深い国の治安機関との間で協議を行うなどして協力関係を深めている。令和2年（2020年）1月にはフランスにおいて、国家公安委員会委員長が、フランス内務大臣及びICPO事務総長と会談を行い、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の警備への協力を依頼するなど、外国治安機関等との協力関係を強化した。



第39回ASEAN警察長官会合の様子



第10回ASEAN+3国際犯罪閣僚会議及び第5回日・ASEAN国際犯罪閣僚会議の様子



国家公安委員会委員長とフランス内務大臣による会談の様子



国家公安委員会委員長とICPO事務総長による会談の様子

注1：東南アジア地域の警察機関相互の交流促進を目的として昭和56年（1981年）に結成されたもので、我が国は、中国、韓国等と共に議決権のない参加資格である「ダイアログ・パートナー」として参加している。

注2：ASEAN加盟国に日本、中国及び韓国を加えた治安機関の閣僚が参加する会議



## (2) 治安に関する国際約束の締結

刑事共助条約（協定）は、捜査共助の実施を条約上の義務とすることで捜査共助の一層確実な実施を期すとともに、捜査共助の実施のための連絡を外交当局間ではなく、条約が指定する中央当局間で直接行うことにより、手続の効率化・迅速化を図るものである。これまでに米国、韓国、中国、香港、EU及びロシアとの間で締結している。また、犯罪人引渡条約は、日本で犯罪を犯し国外に逃亡した犯罪人等を確実に追跡し、逮捕するため、一定の場合を除き、犯罪人の引渡しを相互に義務付けるものであり、これまでに米国及び韓国との間で締結している。このほか、米国との間では、日米査証免除措置の下で安全な国際的渡航を一層容易にしつつ、日米両国国民の安全を強化するために、重大な犯罪を防止し、及び捜査することを目的として、相互に必要な指紋情報等を交換するための枠組みを定めたPCSC協定<sup>(注)</sup>を締結している。

## (3) 国際協力の推進

### ① 海外の警察に対する支援

警察庁では、我が国の警察の知見や特質をいかせる分野において、外務省やJICAと協力し、専門家の派遣や研修員の受入れを通じた海外の警察に対する支援を行っている。令和元年中には、5人の専門家を新たに派遣した。

#### ア インドネシア国家警察改革支援プログラム

平成13年以降、インドネシア国家警察改革支援プログラムを実施しており、国家警察長官アドバイザー兼プログラム・マネージャーを含む専門家を派遣している。平成24年以降、市民警察活動を全国展開させるため、交番制度、現場鑑識活動等に関するこれまでの協力の成果の一層の定着・展開を支援している。

#### イ 研修員の受入れ

警察では、知識・技術の移転及び諸外国との情報交換の促進を図るため、都道府県警察における実地研修、警察大学校国際警察センターにおけるセミナー等を行っている。令和元年中には、14回の研修でインドネシア、ベトナム、ミャンマー、東ティモール等各国の警察幹部を含む169人の研修員を受け入れた。



福岡県警察でのインドネシア警察官への研修の様子

### ② 国際緊急援助活動

我が国は、外国で大規模な災害が発生し、被災国政府又は国際機関の要請があった場合、被災地に国際緊急援助隊を派遣しており、警察も国際緊急援助隊の救助チームの一員として国際緊急援助活動を行っている。警察では、国際緊急援助隊の派遣に関する法律が施行された昭和62年以降、延べ290人の隊員を延べ16の国・地域に派遣し、被災者の捜索・救助等を行った。



メキシコでの国際緊急援助活動の様子  
(写真提供：JICA)

注：重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（Agreement between the Government of Japan and the Government of the United States of America on Enhancing Cooperation in Preventing and Combating Serious Crime）の略称

# 警察活動の最前線



## 「明日を生きる」お手伝いを

佐賀県警察本部警務部広報県民課犯罪被害者支援室  
藤 仁美

平成から令和に移り変わるのと時期を同じくして、私は、精神科病院から佐賀県警察に臨床心理士として参りました。前職では、カウンセリングや心理検査のほかに、加害者支援を行っていました。現在は佐賀県警察職員の一員として、犯罪被害者支援に携わるようになり、これまでの経験をいかして、被害に遭われた方々に接しています。

「人生に一度起こるか起こらないかの最悪の出来事」

ある犯罪被害に遭われた方が、自身の被害をそう表現されました。日常が崩れる絶望、悲しみ、憤り。被害に遭われた方々は、体験したことがない強いストレスに晒されることから、身体的にも精神的にも不調が伴います。それゆえ、被害に遭われた方々の劇的な回復は難しいものです。目に見えない変化かもしれませんが、少しずつ若葉が芽吹くように、被害に遭われた方々が明日を生きる力を育ていけるようなお手伝いをすることが私の責務です。現場の警察官や他機関と連携して、これからも一人一人に寄り添った支援に努めていきます。

また、警察職員として働く中で、警察官の職務の過酷さを目の当たりにし、臨床心理士として自分を労る時間を持つことの大切さも広めていきたいと思っています。被害に遭われた方だけでなく、被害に遭った方々の支援を行う警察官の支えにもなっていきたいです。



## 教官心、親心

福井県警察学校教務第一係（現 福井県警察本部警務部警務課企画室企画第一係）  
島崎 智恵

「厳しくも愛情を持って接すること」「頑張ったときは褒めてあげること」  
私がこれまで3人の息子を育ててきた中で、必ず心掛けてきたことです。そして現在、教官として学生を指導するときにも、常にこの思いを実践するように心掛けています。

入校当初、ランニング等の訓練についていけず、すぐに倒れ込む学生がいました。体力がなければ、警察官として現場任務をこなすことはできません。彼女が弱気を見せるたびに「自分に甘えたらあかん」と厳しく指導しました。彼女は涙ぐみながら、来る日も来る日も訓練に必死についていました。

ある日、いつの間にかランニングを完走できるようになっていた彼女に「よく頑張ってるね」と声を掛けました。彼女は少しはにかんだ様子で嬉しそうでした。ひとつ自信がついたからか、何事にも積極性が出て、前向きに取り組み始めました。

この学生に限らず、警察学校の学生は皆、時にはくじけそうになりながらも一人前の警察官になるために頑張っています。そんな学生たちが晴れて迎えた卒業式では、入校当初と比べて顔つきも精悍になり、保護者の方々に敬礼しながら退場する姿を見送る際には、喜び半分、寂しさ半分、自然と目頭が熱くなります。

厳しい現場でも決してくじけることなく、警察官として活躍してくれることを願うばかりです。

